

2020年1月から  
2021年3月までに  
結婚された方対象

新婚世帯の  
新居の取得・賃貸・  
引越費用の補助を  
行います。

(1世帯あたり、  
上限30万円を支給します。)

※対象経費の実額に応じて上限30万円。

令和2年度  
新婚さんの  
新生活を  
応援します!!

### 【補助対象経費】

- ・住宅購入費用
- ・敷金、礼金、仲介手数料
- ・引越費用

※ただし、引越業者又は運送業への支払にかかる実費



### 〈対象要件(世帯)〉①～⑥の要件をすべて満たす世帯

- ① 2020年1月1日から2021年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 夫婦の婚姻日における年齢がともに34歳以下であること
- ③ 2020年1月1日から2021年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ④ 継続して石垣市に居住する意思があること
- ⑤ 前年(1月から12月)の夫婦の所得の合計額が340万円未満(4月から5月に申請する方は2018年の所得の合計額)  
※給与所得の場合、合計収入は500万円程度が目安です  
※奨学金を現に返済している場合は、年間返金額を控除します
- ⑥ 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。予めご了承ください。  
(申請をお考えの方はお早めにご相談ください。)

申請・問い合わせ先 【石垣市企画政策課】 TEL:0980-82-1350 FAX:0980-83-1427